

令和3年 3月 1日

岐阜県議会議長

森 正弘 様

陳情者 住所 岐阜県各務原市鵜沼各務原町1丁目4番地の1  
氏名 全岐阜県生活協同組合連合会  
会長理事 大坪 光樹

## 悪質商法による消費者被害をなくすために、預託法、並びに特定商取引法の改正、同法指針の改正及び執行強化を求める陳情

### 【要望の趣旨】

2020年8月19日、消費者庁「特定商取引法及び預託法の制度の在り方に関する検討委員会」(以下、検討委員会)の報告書がまとめられ公表されました。その中では、大きな社会問題となった豊田商事・安愚楽牧場・ジャパンライフ・ケフィア事業振興会・WILL(株)など、高齢者をはじめ、多くの消費者に財産被害を及ぼした悪質な販売預託商法については、本質的に反社会的な性質を有し、行為自体が無価値と捉え、「販売を伴う預託等取引契約の原則禁止等」と明記されました。

また、消費生活相談ではこの間、通信販売において、お試しのつもりで購入した商品が定期購入であったとの相談や、解約はいつでもできるとしながらも連絡が付かないなどの相談が激増しており、解決をはかることが容易ではなく深刻な事態となっています。また、新型コロナウイルス感染症拡大の消費者の不安につけ込んだ、マスクなどの送り付け商法(ネガティブオプション)についても社会問題となりました。これらの問題について、検討委員会の報告書では、消費者のぜい弱性につけ込む悪質商法の手口の巧妙化・複雑化には、断固とした対応が必要として、法執行の強化や実効性ある制度改革が答申されました。これらの社会問題化している課題解決に向けては、実効的な法制度の整備が必要です。

超高齢化社会の到来や成年年齢の引き下げを控え、消費者被害をなくすために抜本的に規制・制度改革を行っていくことは喫緊の課題です。岐阜県議会において、検討委員会の報告書の内容に沿い、販売預託商法を原則禁止とする預託法の改正、並びに、通信販売における詐欺的な定期購入被害の多発等に対応するため、特定商取引法の改正、同法指針の改正及び執行強化につきまして、政府に働きかけていただくよう要望します。

### 【要望項目】

1. 国において、販売預託商法を原則禁止とした預託法の改正の検討を進め、法改正の実現を政府に対し働きかけていただくよう要望します
2. 詐欺的な定期購入商法をなくすために、特定商取引法に係る指針の改正及び法執行の強化と、特定商取引法の改正を政府に対して働きかけていただくよう要望します
3. 送り付け商法について、現在の法規制の内容の周知を図ることに加え、諸外国の法制も参考に制度的措置を講じることを政府に対し働きかけていただくよう要望します
4. 国及び地方自治体が厳正かつ適切な法執行を行えるよう、体制確保に向けた措置や両者の連携強化を要望します